

令和7年度随意契約にかかる事項の公表（4月1日時点）

松浦市 会計課

業務名	業務の概要	契約の相手方	契約締結日	契約金額	随意契約の理由
松浦市役所受付・案内業務	庁舎開庁時間外における来庁者及び電話対応、郵便物、戸籍等の預かり埋火葬許可証の発行等	公益財団法人長崎県シルバー人材センター連合会	R07. 4. 1～ R08. 3. 31	12, 875, 577	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。
松浦スポーツセンターに係る労働者派遣業務	施設の使用申請受付、設備・備品の管理、体育館部分を除く施設内の清掃等	公益財団法人長崎県シルバー人材センター連合会	R07. 4. 1～ R08. 3. 31	6, 727, 019	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。
松浦市運動公園に係る労働者派遣業務	施設の開錠・施錠、設備・備品の管理、施設内の清掃等	公益財団法人長崎県シルバー人材センター連合会	R07. 4. 1～ R08. 3. 31	3, 032, 423	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。
松浦市生涯学習センターに係る労働者派遣業務	施設の開錠・施錠、適正使用に係る管理等	公益財団法人長崎県シルバー人材センター連合会	R07. 4. 1～ R08. 3. 31	4, 237, 912	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。
松浦市立公民館受付・案内業務	市立公民館の平日の夜間及び土曜日・日曜日・祝日の終日における公民館使用に伴う施設の解施錠及び照明、空調機の電源のオン・オフの確認等	公益財団法人長崎県シルバー人材センター連合会	R07. 4. 1～ R08. 3. 31	5, 738, 394	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。
松浦市役所福島支所受付・案内業務	庁舎の施錠・消灯・火の元の確認、閉庁時にける来庁者及び電話対応、郵便物、戸籍届出書等の預かり埋火葬許可証の発行等	公益財団法人長崎県シルバー人材センター連合会	R07. 4. 1～ R08. 3. 31	9, 159, 051	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。
松浦市役所鷹島支所受付・案内業務	庁舎の施錠・消灯・火の元、庁舎内外の確認、閉庁時における来庁者及び電話対応、配達物・伝言等の受け渡し、戸籍届出書などの預かり等	公益財団法人長崎県シルバー人材センター連合会	R07. 4. 1～ R08. 3. 31	7, 553, 716	地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に該当する団体であって、当該業務に係る役務の提供が可能であること。